

# 一般社団法人秋田県医師会 選 挙 規 程

## 第1章 選挙管理委員会

### (設 置)

第1条 本会に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、定款第34条及び第36条に基づく本会の役員の選任、第35条に基づく会長、副会長及び常任理事の選定、第21条及び第23条に基づく代議員会議長及び副議長の選定、第52条に基づく裁定委員の選任、第29条に基づく日本医師会代議員及び予備代議員の選出に関する事務を管理する。

2 委員会は、前項の選任、選定及び選出が公正かつ適正に行われ、本会の品位が保持されるよう啓発に努めるとともに、候補者及び関係者を指導監督しなければならない。

### (選挙管理委員)

第3条 委員会は、各郡市医師会から推薦された委員1名をもって構成し、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 選挙管理委員が欠けたときは、当該郡市医師会はなるべくすみやかに後任者を推薦する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会の委員長並びに副委員長は、委員の互選による。

2 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

### (任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、引き続き、その職務を行うものとする。

### (兼職の禁止及び候補等の制限)

第6条 委員は、本会の役員、代議員、予備代議員、裁定委員、顧問を兼務できない。

2 委員が本会の役員、代議員、予備代議員、裁定委員に立候補した場合は、立候補を届け出たと同時に辞任したものとみなす。

3 委員は、第2条に定める選任、選定並びに選出に関する選挙運動を行うことはできない。

#### (運 営)

第7条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

#### (職 務)

第8条 委員会は次の職務を行う。

(1)候補者の資格審査に関する事項。

(2)候補届出の受け付け及び辞退に関する事項。

(3)選挙公報の発行に関する事項。

(4)公開演説会等の開催に関する事項。

(5)投票及び開票に関する事項。

(6)選挙録の作成に関する事項。

(7)選挙の公正な運営を行うための監督並びに選挙もしくは当選の効力に関する異議申立についての事項。

(8)当選証書の交付に関する事項。

#### (事務局)

第9条 委員会事務局は、本会事務局に置く。

## 第2章 役員を選任

#### (選挙期日の告示)

第10条 委員会は、役員を選任が行われる定例代議員会の30日前までに告示しなければならない。

2 前項の告示には、投票所、開票所、選挙すべき役員数、選挙方法を記載する。

#### (立候補届出)

第11条 役員の候補者となろうとする者は、選任が行われる定例代議員会の20日前までに、文書で、その旨を委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にしなければならない。なお、届出の最終日は正午までとする。

3 立候補届出書の様式は、日本医師会の様式を準用する。

4 役員に立候補するものは、その他の役員に立候補することはできない。

5 本会代議員又は裁定委員が役員に立候補した場合は、本会代議員又は裁定委員を辞任したものとみなす。

#### (候補辞退)

第12条 候補者は、定例代議員会において選任、選定及び選出の決議が行われるまでに、文書で委員会に届け出ることにより、候補者であることを辞退することができる。

2 候補辞退届出書の様式は、日本医師会の様式を準用する。

#### (候補者一覧の作成及び通知)

第13条 委員会は立候補届出の締切後、候補者の一覧を作成し、すみやかにこれを本会会員に通知しなければならない。

2 前項の一覧表における候補者の氏名記載の順序は、届け出順による。

#### (公報)

第14条 候補者の公報は次の手段とする。

(1)秋田医報またはその号外。

(2)その他、委員会が認めた選挙公報。

2 候補者は、公報において、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載してはならない。

#### (投票の方法)

第15条 投票の方法は、選任すべき役職の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

2 投票用紙の様式は、日本医師会の様式を準用する。

#### (無効投票)

第16条 次の投票は、無効とする。

(1)正規の投票用紙を用いないもの。

- (2) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの（ただし、候補者の何びとに投票したかを確認できる記載と確認し難い記載が混在する場合には、何びとに投票したかが確認できる記載のみを有効投票として扱う）。
- (3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの。
- (4) その他、委員会が認められないと判断したもの。

（候補者の氏名掲示）

第17条 委員会は、選任の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

3 第12条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

（投開票立会人）

第18条 委員会委員長は、委員の中から、投開票立会者3名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

（開票管理人）

第19条 委員会委員長は、委員の中から、開票管理人3名を指名し、開票に関する事務を担当させなければならない。

（選任の方法）

第20条 役員の選任について、候補者数と員数が同数の場合は、それぞれ投票を行わずに決定するものとする。

（投票の効力）

第21条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

（開票）

第22条 開票管理人は、投開票立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票箱を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票箱を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票箱を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を委員会委員長に報告しなければならない。

（選任当日の補欠の選任）

第23条 候補者が定数に達しないときは、代議員会の意見によって、当該選任の当日においても補欠の選任を行うことができる。この場合においては、第10条及び第11条（期間に関する規定）並びに第13条、第14条及び第17条第2項の規定は、適用しない。

（得票数が同じであるときの当選人）

第24条 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、委員会委員長がくじで当選人を定める。

（当選証書の交付）

第25条 委員会は、当選人に対して当選証書を交付する。

第26条 選挙期日も含めた14日以内に役員の欠員が生じた場合は、当該選挙の次点者をもって補充することができる。

2 次点者が2人以上のときは、抽選で定める。

### 第3章 代議員及び予備代議員の選出

（代議員及び予備代議員の選出の委託）

第27条 定款第16条及び第17条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、郡市医師会に委託して行う。

2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも郡市医師会に対して求めることができる。

3 第1項の選出が適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、いつでも郡市医師会に対して求めることができる。

（代議員及び予備代議員の定数基準）

第28条 本会代議員選出の基準となる会員数は、各年3月31日現在数とする。

2 前項の規定により選出する代議員数は会員の30人まで1人とし、30人又はその端数を増すごとに1人を増やす。

3 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。

4 郡市医師会において選出すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものによる。

（会員数の異動）

第29条 本会の代議員の選出後において、当該郡市医師会の会員数に異動があつ

ても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。

#### 第4章 議長及び副議長の選定

(仮議長)

第30条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第31条 代議員会の議長及び副議長の選定については、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の規定を準用して行う。

#### 第5章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)

第32条 裁定委員の選任については、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の規定を準用して行う。

#### 第6章 日本医師会代議員会の代議員及び予備代議員の選出

(日本医師会代議員会の代議員及び予備代議員の選出)

第33条 日本医師会代議員会の代議員及び予備代議員の選出については、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の規定を準用して行う。

(委 任)

第34条 本規程に疑義を生じた場合は代議員会に諮ってこれを定める。

#### 附 則

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

